

# 防府市住民基本台帳記載事項実態調査実施要綱

平成22年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき行う住民票の消除又は記載の修正（以下「住民票の消除等」という。）を職権で行うもので、法及び政令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査対象)

第2条 市長は、法第34条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは調査を行うものとする。

- (1) 住民基本台帳事務で住民票の記載事項に疑義が生じたとき。
- (2) 親族又は同居人から不在住の申し出があったとき。
- (3) 家主又は家屋管理人から不在住の申し出があったとき。
- (4) 庁内他課等から住民票の記載に疑義の報告があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(調査員)

第3条 実態調査をする者（以下「調査員」という。）は、本市職員を充てる。

2 調査員は、調査の実施に当たっては、必ず身分証明証（第1号様式）を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

(調査方法)

第4条 調査は、公簿等による調査及び現地調査とし、住民実態調査票（第2号様式。以下「調査票」という。）に記載の事項及び調査上必要と認める事項について調査をするものとする。

2 第2条に掲げるものから住民実態調査申出書（第3号様式）により、市長に申し出があった場合は、調査票を作成し、関係課等に事実関係を照会するものとする。ただし、第2条第4号からの申し出の場合は、必要事項を記入した各課作成の調査票により申し出をす

るものとする。

- 3 現地調査については、調査員が調査対象者の住民登録地を訪問し、関係人から居住状況等を聴き取り、調査票にその内容を記録するものとする。なお、現地調査は、複数の調査員で行わなければならない。

(届出の指導及び催告)

第5条 前条の調査の結果、調査対象者の居住地が判明した場合は、住民票の異動届について(通知)(第4号様式)により調査対象者に通知し、指導するものとする。

- 2 前項の通知を発送した後、14日以内に届出が行われない場合においては、期限を付して住民票の異動届について(催告)(第5号様式)により届出の催告を行うものとする。

(職権消除)

第6条 第4条の調査の結果、居住地が判明しない者又は前条第2項の催告を行っても期限内に届出がない者については、政令第12条第1項から第3項までの規定により、職権で住民票の消除等を行うものとする。

(職権消除の通知及び公示)

第7条 前条の規定により職権で住民票の消除等を行ったときは、政令第12条第4項の規定により、その旨を住民票職権消除等通知書(第6号様式)により本人に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を政令第12条第4項の規定に基づき公示するものとする。

(保存年限)

第8条 この要綱に基づく調査票、調査調書その他の書類保存期間は、当該年度の翌年度から5年間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。